## ■来年度のごみカレンダー

令和5年度よりごみカレンダーを従来の冊子型から一枚物のポスター型のものに変更をされた が、住民より文字が小さく見づらい、前のカレンダー方式に戻してほしいなどの意見が寄せられ た。来年度のゴミカレンダーについて担当課より説明を受けた。

- Q 冊子型からポスター型に変更することでどれくらいのごみの 削減効果があるのか。また、予算的な削減効果は。
- A 紙の枚数が減るので、ごみの削減効果は高いと考えている。 予算的には約半分の削減が見込まれる。令和 6年度は A3両 面刷り2枚のカレンダーに変更したい。

委員長より、愛知川地区と秦荘地区では一部のごみの収集方法が 合併以降ずっと違うことについて、今後の委員会のテーマとして取 り組んでいくことを提案され全委員が了承された。



来年度予定されているゴミカレンダー

## ■議会議員の請負の状況の公表に関する条例

地方自治法の改正により、全面的に禁止されていた個人の町からの請負が、年間 300万円の 範囲内で可能となった。この改正を受け、町議会は議員個人の請負の状況の透明性を確保するた め、この条例を制定する。

地方自治法の改正内容である個人と請負の具体的な例を確認した。また、改正の対象ではないが、法人 と町の請負の関係についても再度確認を行った。

議員からは、地方自治法の改正は議員のなり手不足の課題にも対応するもの。議員個人として請負の状 況を公表することは必要であるとの意見が出された。

# 教育民生常任委員会

11月24日に上程された次の2議案は委員会に付託され、12月15日に審査が行われた。 また、次の2項目の調査・研究を行った。



議案第65号 愛荘町少年センター設置条例

制定の要旨 東近江市・愛荘町共同設置の少年センターを改め、愛荘町独自の少年セン ターを設置するため、設置および管理に関する条例を制定するもの。

- 愛荘町少年センターを独自に設置することで具体的にどのように変わるのか。
- A より地域に密着した活動を展開できる。学校訪問の充実、臨床心理士による相談対応、また、地域 との連携、町各課や関係機関等の連携がよりスムーズに実施できるようになる。
- Q 街頭補導活動時にセンター職員はどこまでの対応が可能か。
- A 犯罪行為の場合は警察へ通報することになる。基本的には声をかけ諭すことが中心。関係機関と情 報を共有し、町全体で子どもを見守っていくことが必要。

このほか、地域住民の子どもたちへの声かけや関連質問として子ども 110番について意見がだされた。

## 付託議案の採決

討論はなく、全委員賛成で原案のとおり可決した。



# 総務産業建設常任委員会

12月 14日に委員会を開催し、次の5項目の調査・研究を行った。

### ■農業の現状や課題

農業者の減少と高齢化、耕作放棄地の増加と大規模農家への農地集約、また高収益作物の拡大 など、農業を取り巻く現状等について担当課より説明を受けた。

- 農業者半減、担い手の高齢化が深刻化、集落営農では雇用の問題が発生と今後10年で考えるべき 問題がある。町の施策として集落機能を守っていく必要があるのではないか。
- A 農村を守るのは地域政策であり、農業の振興は産業 政策によって守られる。農業の自由化により生産調 整は難しくなってきている。担い手とともに地域の 各農家の取り組みが非常に重要であると捉えている。

このほか、食料自給率に対する町の考え方や市民農園に ついて質疑を行った。



長野地先の未整備農地



## ■地方創生臨時交付金事業

町で実施する、国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用した追加事業について説 明を受けた。

追加事業 ①住民税非課税世帯臨時給付金給付事業②キャッシュレス決済ポイント還元事業(第 2弾) ③農業資材等価格高騰対策事業④飼料価格高騰対策事業

- **Q** 今年度2回目のキャッシュレス決済ポイント還元事業であるが、キャッシュレス決済をしていない 人などもいるため、全町民が恩恵を受ける商品券を実施してはどうか。
- A 商品券は事業実施や事業者への換金に時間を有する。また、社会ではデジタル化が加速しているこ とから、本事業の実施を決定した。デジタル対策講座等も実施しており、デジタルに慣れる機運醸 成を進めているところ。

このほか、農業資材等価格高騰対策事業の補助対象者などについて質疑応答を行った。



## ■空き家等の適正管理および利活用

町では、空き家等の有効活用行い、移住・定住の促進と商業振興等による地域の活性化等を図 ることを目的とした補助制度と、空き家等周辺の環境改善と安全を確保するため空き家を除去す る補助制度の創設を検討している。その内容について担当課より説明を受けた。

- Q 特定空家と管理不全空家の定義は。
- A 特定空家は建物が傾く、屋根に穴が空く、雑草などが伸び放題などの状況。管理不全空家は今後放 置すると特定空家になりうる空家をいう。国の空き家の特別措置法の改正で位置づけられた。

このほか、高齢者世帯等への福祉的配慮や補助金の交付が重複しないよう求めた。また、所有者の責任 などについても啓発することなどを提案した。